

大分県奨学会高等学校等奨学金未収金回収業務委託仕様書

1 業務の名称

大分県奨学会高等学校等奨学金未収金回収業務

2 委託の趣旨・目的

公益財団法人大分県奨学会（以下「本会」という。）が実施する高等学校等奨学金事業に係る未収金の回収業務委託について、専門的な知識等を有する事業者に委託することで、未収金の効果的な回収を図る。未収金の回収に当たっては、債務者の生活状況等に十分配慮しながら、適切に実施する。

3 委託業務の内容

(1) 対象債権

下記のうち、委託期間において本会が指定するもの。

①一括繰上請求し、おおむね1年以上応答のない者 187件の債権 約104,098千円
②債務名義取得後、おおむね1年以上応答のない者 73件の債権 約36,690千円

計 約260件 140,788千円

ただし、対象債権については常に見直しを行っているため、その結果上記の数値から増減する場合がある。

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ただし、1回を限度に更新可

(3) 業務内容

①返還の督促

受託者は、主たる債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」という。）に対し、必要に応じ催告文書の送付、架電、訪問、その他の方法により返還の履行を求める。

②債務者等との支払に係る相談対応業務

債務者等から返還等に関する相談を受けた場合は、債務者等の状況を考慮の上、真摯に対応すること。受託債権の一括返還が困難である債務者等については、債務者等の資力に応じた分割による返還も可能とする。

③連絡先・居住先不明の債務者等の調査業務

所在不明の債務者等の連絡先・居住先を調査すること。また、必要に応じて住民票等の取得、訪問を行い、委託後の異動状況の把握に努めること。

④受託債権の取納

債務者等からの未収金の取納を確実かつ正確に行うこと。

債務者等の入金の利便性を確保するため、複数の入金手段を確保すること。

債務者等が分納を希望する場合は、入金予定期の管理及び入金状況の把握を的確に行うこと。また、入金が不履行となった場合は、迅速に対応すること。

⑤ 収納金の受け渡し

ア 受託者は、回収した未収金を月締めにて翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合はその翌営業日）までに本会の指定する金融機関の口座に払い込むこと。この場合の振込手数料は受託者の負担とする。また、受託者は上記振込を行った際は、直ちに、本会と受託者が協議で定める受託回収金払込内訳の報告書を本会に送付しなければならない。

イ 債務者等が、銀行振込等の方法により本会に支払をした場合には、本会は受託者に対して、取得した収納情報を通知するものとする。なお、通知の頻度及び方法については、契約締結後に本会と受託者が協議の上、定めるものとする。

ウ 契約期間終了後に未収金が回収された場合は、直ちに本会に報告の上、アの方法により払い込むこと。なお、この場合における委託料及び振込手数料は支払わないものとする。

⑥ 回収にかかる報告業務

ア 月次報告

受託債権に係る月末時点における次の項目について、翌月10日（当該日が本会の休業日の場合はその翌営業日）までに報告すること。

（ア）回収結果

（イ）債務者等に対する督促の実施実績

（ウ）債務者等との交渉履歴

（エ）受託債権について今後の見通し

（オ）その他必要な事項

上記報告以外に本会が追加的な報告・意見を求めた場合は、受託者は誠意をもって回答すること。

イ 隨時報告

債務者等とのトラブル、苦情等が発生した場合は、状況について随時報告すること。また、新たに知り得た債務者等に関する債務整理や住所等の情報についても随時報告すること。なお、内容により委託債権から除外する場合がある。

⑦ 法的手手続きについて

督促業務の結果、財産調査及び強制執行等の法的手手続きの必要性を判断した債権については、本契約とは別に本会と受託者との間で協議を行うものとする。

4 業務従事者の配置

（1）業務従事者の配置

受託者は、本業務委託の実施にあたり、必要十分な専門知識と経験を有する者を業務

従事者として配置すること。

(2)窓口担当者の届出

受託者は、本業務委託の実施にあたり、本会との連絡窓口となる担当者を配置すること。連絡窓口担当者は、本業務にかかる従事者、進捗状況、問題点などを常に把握し、本会から実施状況等の問い合わせがあったときには、速やかに返答を行うこと。

5 関係書類等の整備

受託者は、法令に基づき、本業務に関する関係帳簿類を整備し、適切に保管すること。

6 検査等について

本会は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

7 委託料の金額

本業務により受託者が回収した金額に報酬率を乗じ、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた金額の合計を委託料とする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1)関係法令の遵守

受託者は、良識ある行動と善良なる態度で業務を実施するとともに、弁護士法及び貸金業法等を遵守すること。

(2)業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(3)守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。なお、業務終了後も同様とする。

9 その他の留意事項

本仕様書に定めのない事項は、企画提案書の提案内容を踏まえて本会及び受託者が協議の上定めるものとする。また、業務の実施に当たっては、本会と十分協議した上で行うこととする。